

心のふるさと「飛驒高山」を ふるさと納税で応援してください

高山市が創設した「飛驒高山ふるさと基金」は、寄付金と合わせて、市も同額を積み立てる独自の制度です。寄付金を一方的にいただくばかりでなく、高山市が同額出資することによって、寄付者と市と市民が一緒にまちづくりを進めます。

「飛驒高山ふるさと基金」では、寄付金を受け入れるまちづくりの応援メニューを5つご用意していますので、そこから何を応援したいかを選んでいただくことができます。

ふるさと納税とは

新たに税を納めるものではなく、自分が生まれ育った「ふるさと」や、応援したい「ふるさと」への寄附金のことです。個人が市に寄附された場合、2,000円を超える金額について、所得税と個人住民税から一定額が控除されます。

ふるさと納税による税額控除

【計算式】 次の **A** + **B** + **C** = **合計額** が控除税額になります。

【所得税の控除額】

- A** (高山市に対する寄附金 - 2,000円) × **a**%
(**a**は所得税率です)

【住民税の控除額】

- B** (高山市に対する寄附金 - 2,000円) × 10%
C (高山市に対する寄附金 - 2,000円) × (90% - **a**%)
※**C**の額は個人住民税所得割の額の1割を限度

● ご注意ください ●

ふるさと納税（寄附）の金額が同じでも、所得税率と住民税所得割額によって控除される税額は異なります。

詳しい計算方法は、**税務課** (☎0577-35-3136) にご相談ください。

東京在住の高山出身Aさんが高山市に30,000円を寄附すると…

給与収入500万円、所得税率10%、住民税（所得割）額30万円の場合

所得税の控除額 A	住民税の控除額 B	住民税の控除額 C	控除の対象外
2,800円	2,800円	22,400円	2,000円

← 控除は28,000円です →

名古屋出身の高山大好きBさんが高山市に50,000円を寄附すると…

給与収入700万円、所得税率10%、住民税（所得割）額35万円の場合

所得税の控除額 A	住民税の控除額 B	住民税の控除額 C	控除の対象外
4,800円	4,800円	35,000円	5,400円

← 控除は44,600円です →